

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日（木）

法務省大臣官房秘書課再犯防止推進室

再犯防止推進計画の概要について

社会・援護局関係主管課長会議説明資料



I 再犯防止推進計画策定の目的

再犯防止推進計画の位置付け

〔再犯の現状と再犯防止対策の必要性・重要性〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔政府におけるこれまでの再犯防止に向けた取組〕

平成24年 7月 再犯防止に向けた総合対策（犯罪対策閣僚会議決定）
平成25年12月 「世界一安全な日本」創造戦略（閣議決定）
平成26年12月 宣言：犯罪に戻らない・戻さない（犯罪対策閣僚会議決定）
平成28年 7月 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策（犯罪対策閣僚会議決定）

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

- 刑事司法関係機関のみによる再犯防止には、限界が生じている

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援など、
国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組が重要

〔再犯防止推進法の制定と再犯防止推進計画の策定〕

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において、以上のような状況を踏まえた
今後の再犯防止施策の在り方について検討

平成29年12月 再犯防止推進計画を閣議決定

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果、民間団体等の意見等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等



計画期間と迅速な実施

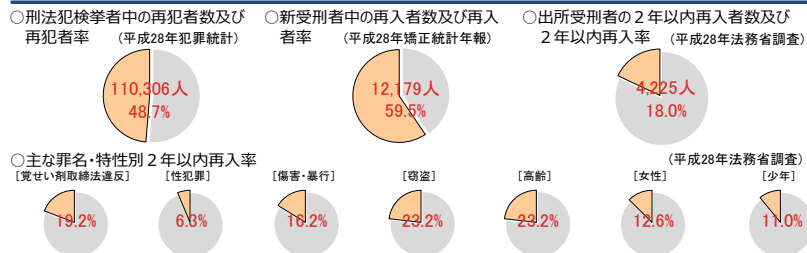
計画期間

平成30年度から平成34年度末までの5年間

迅速な実施

- 検討することとしている施策については、原則1年（複数省庁で検討する必要がある施策や大きな制度改正を伴う施策は2年）の検討期限を設定
- 犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策推進会議において、再犯防止施策の進捗状況を定期的に確認し、実施を推進
- 再犯防止施策を速やかに実施し、「再犯防止に向けた総合対策」・「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」で設定された数値目標を確実に達成

再犯防止施策の成果指標



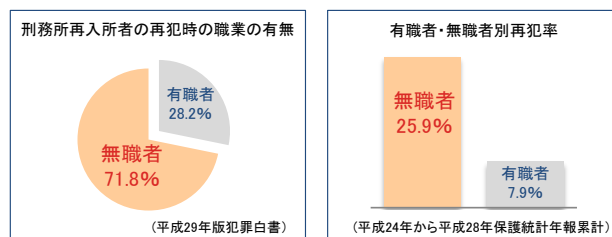
Ⅱ・第2・1 就労の確保のための取組

1. 社会内での就労を確保するため、本人の特性に合わせた職業訓練・相談支援を実施
2. 犯罪をした者等を雇用する企業等を増やすため、協力雇用主の開拓やその活動の促進に向けた支援を実施
3. 離職を防止し安定した就労を確保するため、就職した後も息の長いフォローアップを実施



就労の確保の重要性

- 刑務所に再び入所した者のうち、再犯時に無職であった者が約7割
- 仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率の約3倍



不安定な就労が再犯リスクとなっている

就労の確保における課題

1. 犯罪をした者等の多くは、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないため、求職活動が円滑に進まない場合がある
⇒ 具体的施策①・②
2. 犯罪をした者等は、職場での人間関係を十分に構築できない、適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合がある
⇒ 具体的施策⑥
3. 協力雇用主の数は増加しているものの、実際の雇用に結びついていない協力雇用主が多い
⇒ 具体的施策③・④・⑤
4. 犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労が難しい者が少なからず存在する
⇒ 具体的施策⑦

具体的施策

- ① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得(P.8~9)
 - ア 就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを適切に実施
 - イ ソーシャルスキルなど就労に必要な基礎的能力を習得させるための指導・支援を実施
 - ウ 矯正施設において関係機関等と連携した就労につながる職業訓練等を充実
 - エ 前科による資格制限等の在り方の検討を実施
- ② 就職に向けた相談・支援等の充実(P.9)
 - ア 関係機関の連携による就労支援対策を一層充実
 - イ 警察における非行少年に対する就労支援を充実
- ③ 新たな協力雇用主の開拓・確保(P.9~10)
 - ア 協力雇用主の登録の在り方等を整理した上で企業等に対する働き掛けを強化
 - イ 協力雇用主の開拓に向けた各種事業者団体に対する広報・啓発を推進
 - ウ 農業を始め改善更生に有用と考えられる業種の協力雇用主を積極的に開拓
- ④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実(P.10~11)
 - ア コレワーク等による協力雇用主に対する情報提供を強化
 - イ 身元保証制度や奨励金制度など雇用主の不安・負担を軽減するための支援を充実
 - ウ 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援を充実
 - エ 協力雇用主に対する支援の適切な実施のため各府省で協力雇用主に関する情報を共有
- ⑤ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等(P.11)
 - ア 国が率先して犯罪をした者等を雇用する取組を推進
 - イ 協力雇用主の国の調達受注機会を増大させるための取組を推進
 - ウ 協力雇用主の活動を促進するために補助金を活用する取組を推進
 - エ 協力雇用主に対する栄典の授与について検討を実施
- ⑥ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実(P.12)
 - ア 就職した者に対して仕事や人間関係に関する助言など離職防止のための支援を実施
 - イ 雇用した協力雇用主に対する雇用継続に向けた継続的な支援を充実
 - ウ 離職した者に対して速やかな再就職に向けた支援を実施
- ⑦ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保(P.12~13)
 - ア 一般就労が難しい者等の特性に応じた刑務作業の内容を充実
 - イ 障害者支援施策や生活困窮者自立支援施策を積極的に活用
 - ウ 社会的課題の解決に向けて取り組むソーシャルビジネスと連携した取組を推進



【参考指標】

- ・ 刑務所出所者等総合的就労支援対策により就労した者の数及びその割合(基準値2,790人・37.4%) (平成28年度)
- ・ 協力雇用主数、雇用している協力雇用主数及び雇用されている出所者数(基準値18,555社・774社・1,204人)
(平成29年4月1日現在)
- ・ 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合(基準値6,864人・22.1%) (平成28年)

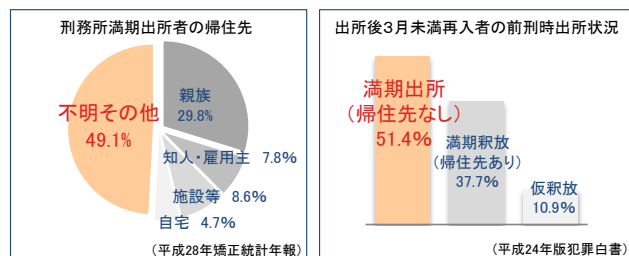
Ⅱ・第2・2 住居の確保のための取組

1. 適切な帰住先を確保するため、矯正施設在所中から迅速な調整を実施
2. 矯正施設出所後の住居を確保するため、更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実にに向けた取組を実施
3. 地域社会における定住先を確保するため、必要な支援情報の提供や住居の提供者への継続的支援を実施



住居の確保の重要性

- 刑務所満期出所者のうち約5割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所している
- 適当な帰住先が確保されないまま出所した者は、帰住先が確保された者と比較して、再犯に至るまでの期間が短い



適切な帰住先の確保は地域社会で
安定した生活を送るための大前提である

住居の確保における課題

1. 親族のもとに帰住できない者の割合が増加傾向にあり、**更生保護施設や自立準備ホームへの受入れを進める必要がある**
⇒ 具体的施策①・②
2. 薬物依存症者などに対する処遇や地域移行支援など、更生保護施設に求められる役割が急激に拡大しており、**更生保護施設の受入れ・処遇機能を強化する必要がある**
⇒ 具体的施策②
3. 身元保証者を確保できないなどにより、**適切な定住先を確保することができないまま更生保護施設等を退所し、再犯に至る者が存在する**
⇒ 具体的施策③

具体的施策

① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実(P.13~14)

- ア 保健医療・福祉等の観点も含め適切な出所後の帰住先の確保に向けた取組を充実
- イ 引受人会・保護者会の開催など受刑者等の親族等に対する支援を充実

② 更生保護施設等の一時的な居場所の充実(P.14)

- ア 更生保護施設の受入れ定員の拡大を推進するとともに処遇に必要な体制整備を推進
- イ 入所者の自立促進のため更生保護施設における処遇の基準等の見直しの検討を実施
- ウ **自立準備ホームの更なる確保を進めるとともに各施設の特色に応じた活用を推進**

③ 地域社会における定住先の確保(P.14~15)

- ア 住居確保が困難な要因を調査し身元保証制度の在り方の見直しを含めた施策を実施
- イ 保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対して継続的な支援を実施
- ウ イの継続的な支援を前提として保護観察対象者等について公営住宅への入居を困難としている要件の緩和の検討を地方公共団体に要請するとともに矯正施設出所者については通常は著しく収入の低い者として公営住宅への優先入居の取扱いの対象となる旨を地方公共団体に周知・徹底
- エ イの継続的な支援の周知等により保護観察対象者等の入居を拒まない賃貸人を開拓
- オ 満期出所者に対し支援情報の提供や更生保護施設等への入居の調整を実施



【参考指標】

- ・ 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合（基準値4,739人・20.7%）（平成28年）
- ・ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数（基準値11,132人）（平成28年）

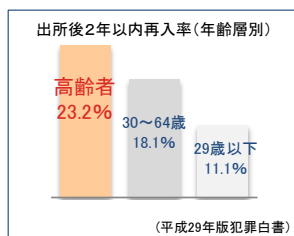
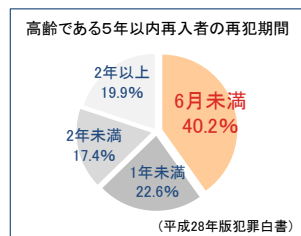
Ⅱ・第3・1 高齢者又は障害のある者等への支援のための取組

1. 高齢者・障害のある者等の特性に応じた適切な支援を実施するため、アセスメント機能と福祉的支援の実施体制を強化
2. 刑事司法手続の各段階で必要な保健医療・福祉サービスの利用につなげるため、刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携を強化



高齢者・障害のある者等への支援の重要性

- 出所後2年以内再入率は全年代の中で高齢者が最も高い
- 出所後5年以内に再入所した高齢者のうち、出所後6か月未満という極めて短期間で再入所した者が約4割
- 知的障害のある受刑者も再犯までの期間が全般的に短い傾向



高齢者・障害のある者等への支援における課題

1. 福祉的支援が必要な状況にあるにも関わらず、**福祉的な支援の対象とならない場合がある**
⇒ 具体的施策①・②
2. 取組状況の差などにより、**地方公共団体や社会福祉施設等から必要な協力が得られない場合がある**
⇒ 具体的施策②・③
3. 刑事司法の各段階において高齢者又は障害のある者等の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための**体制が不十分である**
⇒ 具体的施策①・③

具体的施策

- ① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実(P.16～17)
 - ア 福祉サービスのニーズの把握のため刑事司法関係機関のアセスメント機能を強化
 - イ 高齢者・障害のある受刑者等の体力の維持・向上や福祉サービスに関する知識等の習得に向けた指導を充実
 - ウ **釈放後速やかに適切な福祉サービスに結びつける特別調整の一層着実な実施を図るとともに矯正施設・保護観察所・地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能を充実強化**
 - エ 高齢者・障害のある者等を受け入れる更生保護施設に対する支援を充実
 - オ 刑事司法関係機関の職員に対する高齢者・障害のある者等の特性に関する研修の充実
- ② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化(P.17～18)
 - ア **地域福祉計画・地域医療計画の策定に当たり、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対する施策を総合的に推進するよう地方公共団体に助言を行うとともに関係部局と連携を図るよう周知**
 - イ 委託費等の加算措置の充実を含め、社会福祉施設等の取組に対する評価について更なる検討を実施
 - ウ **保健医療・福祉サービスの利用手続の円滑化に向けた指針等を作成して地方公共団体に周知**
- ③ 高齢者・障害のある者等への効果的な入口支援の実施(P.18)
 - ア 刑事司法関係機関における入口支援の実施体制の整備を推進
 - イ **一層効果的な入口支援の実施方策を含め刑事司法関係機関と地域の保健医療・福祉関係機関の連携の在り方の検討を実施**



[参考指標]

- ・ 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数(基準値 704人)(平成28年度)

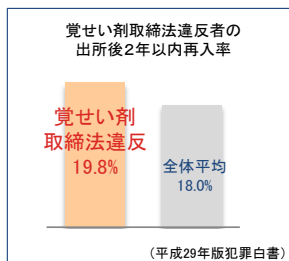
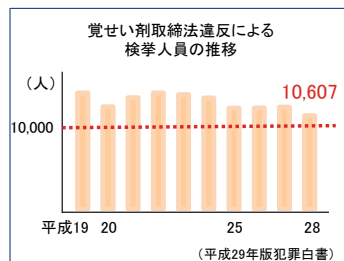
Ⅱ・第3・2 薬物依存を有する者への支援のための取組

1. 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関、回復支援施設や民間団体等において一貫性のある効果的な支援を行うための体制を強化
2. 薬物依存症者に対して息の長い支援を行うため、治療・支援等を行う各種機関の整備と人材の育成を推進



薬物依存のある者への支援の重要性

- 覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超える
- 新たな刑務所入所者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反
- 覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、全体平均と比較して高い



薬物依存のある者への支援における課題

1. 刑事司法関係機関、地域の関係機関、支援を行う民間団体等について、効果的な支援等を行う体制が不十分である
⇒ 具体的施策①・②・③
2. 薬物依存症の治療ができる専門医療機関や支援を行う自助グループ等がない地域もあるなど一貫性のある支援等を行うための関係機関の連携が不十分である
⇒ 具体的施策①・②・③
3. 薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている海外の取組を調査研究する必要がある
⇒ 具体的施策①
4. 薬物事犯者の再犯防止の重要性・緊急性に鑑み、関係機関が薬物依存からの回復を一貫して支援する新たな取組を試行的に実施する必要がある
⇒ 具体的施策①

具体的施策

① 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等(P.19~20)

- ア 再犯リスクを適切に把握した上でそのリスクに応じた専門的指導プログラムを一貫して実施
- イ 指導に当たる職員の知識・技能の向上を図るなどして薬物事犯者に対する指導体制を充実
- ウ 更生保護施設における薬物事犯者の受入れや処遇のための体制整備を推進
- エ 海外の各種拘禁刑に代わる措置も参考に薬物事犯者の再犯防止対策の在り方を検討



② 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実(P.20~21)

- ア 依存症治療の専門医療機関を充実させるとともに一般医療機関における適切な対応を促進
- イ 精神保健福祉センター等における薬物依存症に関する相談支援の窓口を充実
- ウ 薬物依存症からの回復に向けた支援を行う自助グループ等の民間団体に対する支援を充実
- エ 講習会や冊子の配布等を通じて薬物依存症者の親族等の意識・知識を向上
- オ 各地域において連絡協議会を実施するなどして薬物依存症対策の関係機関の連携を強化
- カ 薬物依存症治療の診療報酬上の評価の在り方について検討を実施

③ 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成(P.21~22)

- ア 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成に向け、研修内容や国家試験出題基準の見直しの検討を実施
- イ 薬物依存症者に対する適切な支援ができる福祉専門職を育成するための養成カリキュラムの見直しに向けた検討を実施
- ウ 公認心理師の養成カリキュラムや試験内容について依存症対策の観点からも検討を実施
- エ 地域で薬物依存症者への支援に当たる者に対する研修を充実



[参考指標]

- ・ 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合 (基準値 333人・4.4%) (平成28年度)

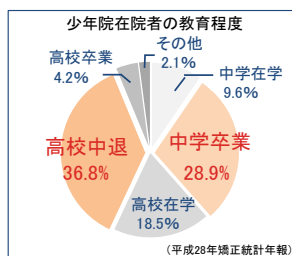
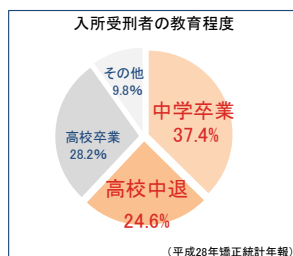
Ⅱ・第4 学校等と連携した修学支援の実施のための取組

1. 児童生徒の非行を未然に防止するため、学校・地域において、本人・保護者等に対する必要な指導・支援を実施
2. 犯罪・非行による学びの中断を防止するため、矯正施設・保護観察所と学校等とが連携し、必要な指導・支援を実施



修学支援の重要性

- 日本ではほとんどの者が高校に進学する状況にあるが、少年院入院者の29%、受刑者の37%が高校に進学していない
- 高校に進学したとしても、非行等に至る過程や、非行等を原因として高校を中退している者も多く、少年院入院者の37%、受刑者の25%が高校を中退している



修学支援における課題

1. 学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が不十分である
⇒ 具体的施策①
2. 犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でない
⇒ 具体的施策②・③

具体的施策

① 児童生徒の非行の未然防止等(P.23~24)

- ア 再非行の防止の観点も含めた非行防止のための教育等、学校生活継続に向けた本人・家族に対する支援、やむを得ず高校を中退する場合の就労等の支援を充実
- イ **地域社会における子供の居場所作りなど児童生徒の非行の未然防止や深刻化防止のための取組を推進するとともに関係機関の連携を強化**
- ウ 非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援を充実

② 非行等による学校教育の中断の防止等(P.24~25)

- ア 保護司と学校の連携・協力関係の構築や学校に在籍している保護観察対象者に対する保護観察所・保護司・学校関係者が連携した生活支援等を充実
- イ 矯正施設における教科指導を充実させるとともに通信制高校からの中退防止や在所中の入学促進など在所中の学習継続のための取組を充実
- ウ 矯正施設における高卒程度認定試験を引き続き実施するとともに矯正施設における高卒程度認定試験の指導体制を充実

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援(P.25)

- ア 矯正施設において修学に対する動機付けを図るとともに復学手続の円滑化や受験等における配慮を促進するため矯正施設・保護観察所と学校関係者の連携を強化
- イ 在学していない非行少年が修学できる場所の確保を含め地域社会における学びの継続に向けた支援を実施するとともに地方公共団体による学習相談・支援の利用を促進

【参考指標】

- ・ 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率
- ・ 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合
- ・ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率
(基準値 受験者数1,049人・合格者数375人・合格率35.7%) (平成28年度)
(基準値 受験者数1,049人・1以上の科目に合格した者の数990人・合格率94.4%) (平成28年度)

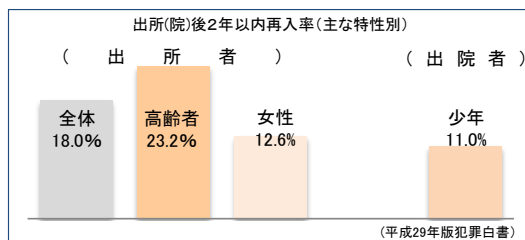
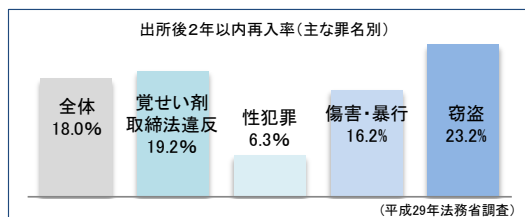
Ⅱ・第5 特性に応じた効果的な指導等の実施のための取組

1. 犯罪をした者等の特性や処遇ニーズを的確に把握するため、アセスメント機能を強化
2. 特性や処遇ニーズに応じた効果的な指導等を実施するための施策を充実
3. 現在の指導等をより効果的なものとしていくため、効果検証や調査研究を実施



特性に応じた効果的な指導等の重要性

- 再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、経歴・性別・年齢等の特性を適切に把握した上で、適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要である
- また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要がある



特性に応じた効果的な指導等における課題

1. 特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能が不十分である
⇒ 具体的施策①
2. 刑事司法関係機関や民間団体における指導・支援の一貫性・継続性が不十分である
⇒ 具体的施策②・③
3. 指導・支援の効果の検証を更に推進していく必要がある
⇒ 具体的施策④

具体的施策

- ① 適切なアセスメントの実施(P.26)
 - ア 再犯リスクや処遇に資する情報を把握する機能を強化
 - イ 関係者との処遇協議などにより関係機関が保有する処遇に資する情報を適切に活用
- ② 特性に応じた指導等の充実(P.26~30)
 - i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等(P.27)
 - ア 施設内・社会内で一貫性のある効果的な指導を実施
 - イ 子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者に対する重点的な再犯防止措置を強化
 - ii ストーカー加害者に対する指導等(P.27)
 - ア ストーカーの被害者に接触することを防止するための措置を適切に実施
 - イ 医療機関の協力を得て精神医学的・心理学的アプローチを推進
 - ウ ストーカー加害者が抱える問題や効果的な指導方策についての調査研究を実施
 - iii 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等(P.27~28)
 - ア 暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実
 - イ 暴力団から離脱した後の社会復帰・定着を促進するための施策を実施
 - iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等(P.28~29)
 - ア 少年・若年者に対してきめ細かな指導を行うための体制を充実
 - イ 子どもや若者を支援する機関と連携してきめ細かな支援を実施
 - ウ 少年鑑別所における少年の健全育成に向けた処遇を充実
 - エ 社会奉仕活動等への参加を通じた立ち直り支援を充実
 - オ 保護者との関係改善に向けた指導・支援や保護者への助言を充実
 - カ 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等
 - v 女性の抱える問題に応じた指導等(P.29)
 - 虐待等の被害体験がある場合が多いことや妊娠・出産等の特有の事情を踏まえた指導等を実施
 - vi 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等(P.29)
 - 発達上の課題に配慮した教材の整備や指導に関する研修などを実施
 - vii その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実(P.29~30)
 - ア 問題飲酒やDV等の対人暴力などの問題性に応じた処遇プログラム等を実施
 - イ 規範意識の向上などを図るための社会貢献活動を一層充実
 - ウ 関係機関や地域社会と連携した指導・支援を推進
- ③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等(P.30)
 - 被害者の視点を取り入れた教育や心情伝達制度・しよく罪指導プログラムなどを充実
- ④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究(P.30)
 - データベースの効果的な運用による指導等の効果の検証や調査研究を実施



Ⅱ・第6・1 民間協力者の活動の促進のための取組

1. 民間ボランティアとして活動する人を増やすとともに民間ボランティアが活動しやすくなるための支援を充実
2. 民間団体による自発的な再犯防止活動を促進するため、民間団体が活動しやすい環境を整備



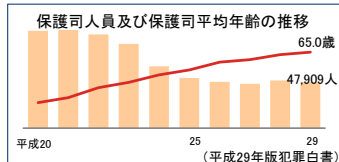
民間協力者の活動の促進の重要性

- 再犯防止は、保護司・更生保護女性会・BBS会・篤志面接委員・教諭師・少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの活動に支えられている
- また、更生保護法人を始めとする各種民間団体による自発的な支援活動により、地域社会における「息の長い」支援が形作られてきている

民間協力者は再犯防止推進のために欠くことのできない存在である

民間協力者の活動の促進における課題

1. 保護司の高齢化や保護司を始めとする民間ボランティアの減少傾向
⇒ 具体的施策①



2. 地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっている
⇒ 具体的施策②
3. 民間団体が再犯防止の活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難である
⇒ 具体的施策③・④
4. 刑事司法関係機関と民間協力者との連携が不十分である
⇒ 具体的施策⑤

具体的施策

- ① 民間ボランティアの確保(p.31~32)
 - ア 国民の協力意思を醸成するため民間ボランティアに関する広報を充実
 - イ 幅広い年齢層や多様な職業にある国民からの協力を促進するためボランティア活動の体験機会を提供
 - ウ 保護司適任者の情報収集促進と適任者確保への積極的な働き掛けを実施
- ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実(P.32)
 - ア 少年警察ボランティアの活動の促進に向けた支援を充実
 - イ 保護司等に対する支援や保護司会の活動に対する支援を充実
 - ウ 保護司等の活動拠点となる更生保護サポートセンターの設置を推進
- ③ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等(P.32~33)
 - ア 更生保護施設が退所者等に対する支援を実施するための体制を整備
 - イ 更生保護施設の現状を踏まえた更生保護事業の在り方の見直しの検討を実施
- ④ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進(P.33)
 - ア 再犯防止活動促進のための民間資金を活用した支援の在り方の検討を実施
 - イ 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究と情報提供を実施
- ⑤ 民間協力者との連携の強化(P.33~34)
 - ア 民間協力者との適切な役割分担による効果的な連携体制を構築
 - イ 民間協力者が支援をする際に有益と思われる個人情報等をその適切な取扱いに十分配慮しつつ提供
 - ウ 犯罪をした者等への支援の知見や調査研究の成果を提供・共有

【参考指標】

- ・ 保護司数及び保護司充足率（基準値 47,909人・91.3%）（平成29年1月1日）

Ⅱ・第6・2 広報・啓発活動の推進のための取組

1. 国民の理解と関心を深めるため、国民に対する広報・啓発活動を充実
2. 民間協力者による取組を顕彰するため、再犯を防ぐ社会作りに功績・功労があった民間協力者に対する表彰を実施



広報・啓発活動の推進の重要性

- 再犯防止のためには、犯罪をした者等が社会内で孤立することがないよう、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要である

広報・啓発活動の推進における課題

1. 再犯防止施策は国民にとって必ずしも身近でなく、“社会を明るくする運動”が十分認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっていない
⇒ 具体的施策①
2. 民間協力者の活動が十分に認知されていない
⇒ 具体的施策②

具体的施策

- ① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進(P.34~35)
 - ア 国民の理解・協力を得るため積極的な発信と効果的な広報啓発を推進
 - イ 再犯防止に資する基礎的な教育や刑事司法制度に関する教育等の法教育を推進
- ② 民間協力者に対する表彰(P.35)
 - 再犯を防ぐ社会作りに功績・功労があった民間協力者に対する表彰を実施

【参考指標】

- ・ “社会を明るくする運動”行事参加人数（基準値 2,833,914人）（平成28年）

Ⅱ・第7 地方公共団体との連携強化等のための取組

1. 国が地方公共団体を支援し、地方公共団体における再犯防止施策の実施を促進
2. 地方においても再犯防止の推進に向けた計画（地方再犯防止推進計画）が策定されるよう働き掛けを実施
3. 国と地方公共団体が連携して再犯防止に取り組む体制を構築



地方公共団体との連携強化等の重要性

- 犯罪をした者等には、安定した仕事や住居がない、薬物依存やアルコール依存がある、高齢で身寄りがないなどの課題を抱えている者が存在する
- こうした課題に対する国の支援は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続から離れた者に対する支援は、地方公共団体が市民に対して提供する各種サービスが中心となる

刑事司法手続から離れた後も含む「息の長い」支援を実現するため
地方公共団体による主体的な再犯防止施策の実施が求められている
先駆的な地方公共団体による再犯防止の取組の事例

- 再犯防止に関係する機関・団体のネットワークの構築
- 犯罪をした者等に対する相談支援と必要な支援を受けられるように調整するコーディネーターの設置

地方公共団体との連携強化等の重要性

1. 地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた対応のための
ノウハウや知見が十分でない
⇒ 具体的施策①・②・③
2. 支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易ではない
⇒ 具体的施策①・③

具体的施策

- ① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援(P.36～37)
 - ア 再犯防止を担当する部署が明らかになるよう働き掛けを実施
 - イ 地域の犯罪をした者等の実情や支援の担い手の把握に向けた調査を支援
 - ウ **再犯防止のための地域ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援**
 - エ 再犯防止施策や民間団体の活動の促進のための資金調達の手段の検討の働き掛けを実施
- ② 地方再犯防止推進計画の策定等の促進(P.37)
地方再犯防止推進計画や条例等の検討・策定に向けた支援を実施
- ③ 地方公共団体との連携の強化(P.37～38)
 - ア 地方公共団体が支援する際に必要となる個人情報等をその適切な取扱いに十分に配慮しつつ提供
 - イ 犯罪をした者等への支援の知見や調査研究の成果を提供・共有
 - ウ 国・地方の施策を有機的に連携させるため協働による施策の実施を推進
 - エ 国の施策への協力や国の施策と同様の取組の実施を促進するための働き掛けを実施

【参考指標】

- ・ 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合

Ⅱ・第8 関係機関の人的・物的体制の整備のための取組

1. 適切な指導・支援を行うため、関係機関における人的体制の整備や職員に対する教育・研修を充実
2. 矯正施設における耐震対策や受刑者等の特性に応じた指導・支援のための環境整備を推進



関係機関の人的・物的体制の整備の重要性

- 再犯防止施策を適切に実施するためには、適切な指導・支援を行い得る人材の確保・養成・資質向上や、矯正施設など重要な基盤となる再犯防止関係施設の整備の推進が求められている

関係機関の人的・物的体制の整備における課題

1. 刑事司法関係機関を始め、再犯防止施策を担う機関の多くは、**十分とは言えない体制の中で業務を遂行している現状にある**
⇒ 具体的施策①・②
2. 矯正施設には、**現行の耐震基準制定前に築造されているものが多く、バリアフリー化や医療施設の整備が十分でない施設も存在する**
⇒ 具体的施策③

具体的施策

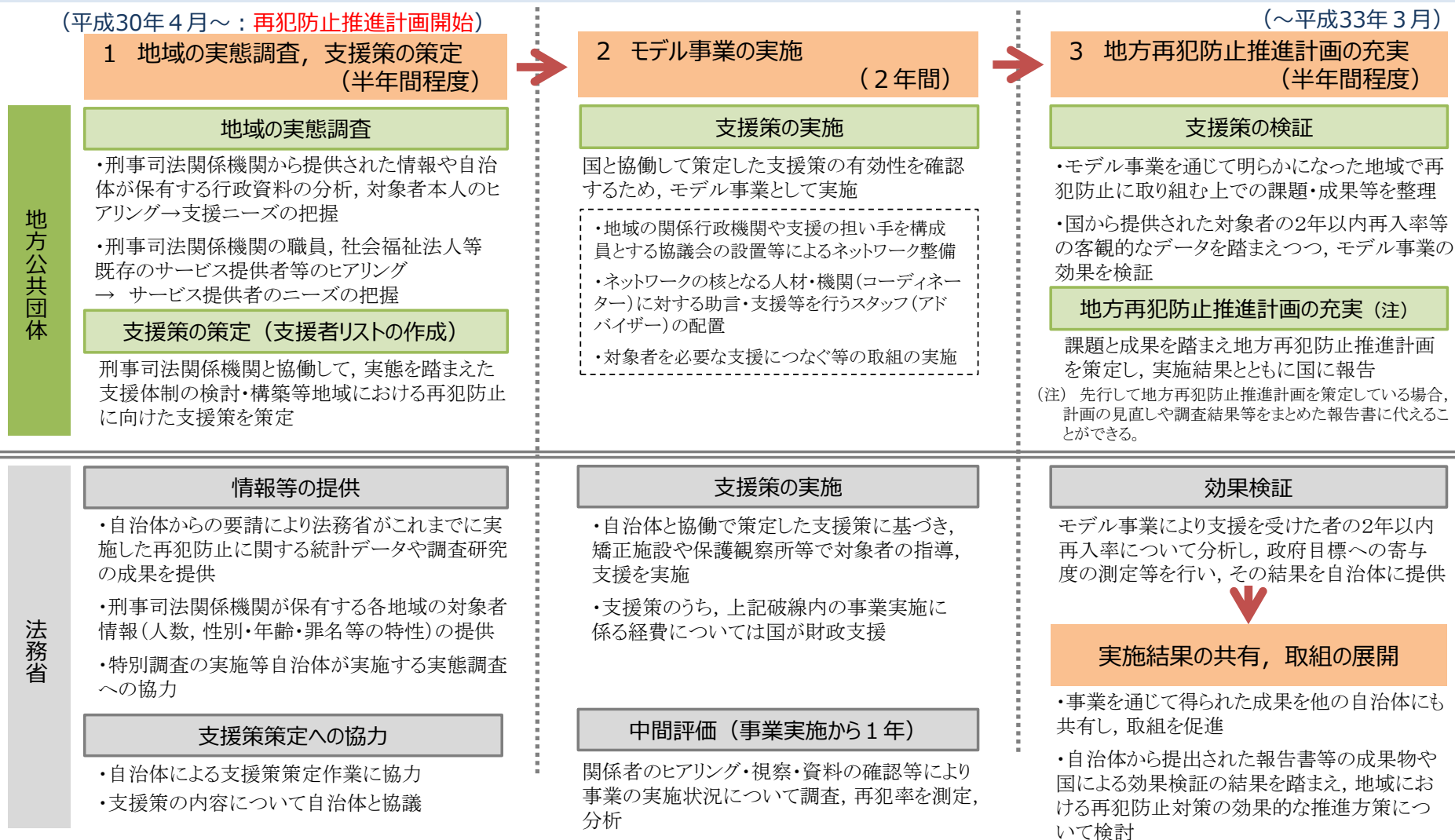
- ① 関係機関における人的体制の整備(P.39)
本計画に掲げる施策を適切・効果的に実施するために必要な人的体制の整備を着実に推進
- ② 関係機関の職員等に対する研修の充実等(P.39)
刑事司法関係機関・警察・ハローワーク・福祉事務所等の職員や学校関係者等に対する教育・研修を充実
- ③ 矯正施設の環境整備(P.39)
矯正施設について耐震対策や医療体制の充実・バリアフリー化・特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進

地域再犯防止推進モデル事業について

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要

※ 平成29年12月時点での想定。平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するもの。最終的な募集内容等は予算成立後に実施する公募内容を御確認ください。

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。



地域再犯防止推進モデル事業の概要①（事業内容等）

※ 平成29年12月時点での想定。平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するもの。最終的な募集内容等は予算成立後に実施する公募内容を御確認ください。

事業の目的

再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）を踏まえ、国と地方公共団体が協力して、地域における犯罪や非行をした者の実態調査や支援策の策定・実施、効果検証といった一連の取組の実施を通じて、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を即地的に検討することを目的とする。

募集内容

応募に当たっては、以下のテーマのいずれかについて、地域の具体的な課題と想定される取組の内容を提案いただくことを想定。（複数テーマの選択も可能）

〔テーマ〕

- 1 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 2 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 3 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に関する取組
- 4 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組
- 5 非行のある少年等の相談支援に関する取組

※ 再犯防止推進計画において検討事項として掲げられているものや、国と地方公共団体が連携して取り組むことで、その効果的な実施が図られることが期待されるものを上記テーマとして設定。

評価方法

募集テーマに沿った提案について、以下の方針に基づき評価。

一元的な窓口の設置や取組の核となるコーディネーターの配置の有無

関係機関・団体等からの問合せを受け付ける窓口や地域のコーディネーターとなる人材・機関が設置されていること（配置予定も含む。）

提案された取組と本調査の目的の整合性

提案された取組の内容が、本調査の趣旨と整合性が取れており、国として取り扱うべき重要なものであること。

取組の先導性・汎用性

多くの地域で応用可能であるなど、他の地域へ広がることを期待できるものであり、調査を通じて得られた成果を他の自治体等にも横展開することができるものであること。

取組の具体性・実現可能性

応募主体等

〔応募主体〕	地方公共団体
〔委託経費〕	別紙
〔採択件数〕	予算の範囲内で採択
〔委託期間〕	およそ3ヵ年【P】 契約締結日の翌日～平成33年3月上旬
〔契約形体〕	委託契約（国負担 10/10）

スケジュール（概要。詳細は別紙）

平成30年度のスケジュールは次のとおり。

平成30年3月下旬（予算成立後）		公募開始
4月下旬	応募書類締切	
5月	対象事業の選定 選定結果の通知（下旬頃） 委託契約の締結	
通知後	事業の実施 （国の職員による実施状況の把握）	
平成31年3月	事業実施結果報告の提出	
4月上旬	委託金の支払い	

地域再犯防止推進モデル事業の概要②（経費の内訳）

※ 平成29年12月時点での想定。平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するもの。最終的な募集内容等は予算成立後に実施する公募内容を御確認ください。

委託事業の実施に係る経費（平成30年度－32年度）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業内容	4～9月期 実態調査 10～3月期 モデル事業	4～9月期 モデル事業 10～3月期 モデル事業	4～9月期 モデル事業 10～3月期 効果検証
都道府県 (東京都 大阪府 神奈川県 愛知県 埼玉県 千葉県 兵庫県 福岡県 北海道 広島県 静岡県 京都府)	9,500,000円	17,000,000円	9,500,000円
上記以外の都道府県	7,000,000円	12,000,000円	7,000,000円
市町村	4,500,000円	7,000,000円	4,500,000円

※ 上記の金額は目安。応募に当たっては平成30～32年度の各年の見積額を積算し、提示いただく必要がある。

地域の実態調査・支援策の策定

【対象経費】

事業実施に必要な賃金、保険料、諸謝金、旅費、消耗品、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費

事業の効果検証

【対象経費】

事業実施に必要な賃金、保険料、諸謝金、旅費、消耗品、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費

モデル事業

【対象経費】

事業実施に必要な賃金、保険料、諸謝金、旅費、消耗品、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費、備品費、改修費（軽微なものに限る）



- ・地域の関係行政機関や支援の担い手を構成員とする協議会の設置等によるネットワーク整備に係る経費
- ・ネットワークの核となる人材・機関（コーディネーター）に対する助言やその業務を支援する専門的スタッフの配置に係る経費
- ・対象者を必要な支援につなぐ等のモデル事業の実施に係る経費

地域再犯防止推進モデル事業の概要③（事業スケジュール）

※ 平成29年12月時点での想定。平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するもの。最終的な募集内容等は予算成立後に実施する公募内容を御確認ください。

